# 2020年度 国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室







#### 目的

- ○本事業は、新たに海外から我が国の大学に留学する学生を国費外国人留学生として優先的に配置することにより、各大学において、優秀な留学生を獲得する仕組みの構築を促すことを目的とする。
- ○各大学では、相手国・地域、留学生のニーズを把握し、特色ある教育研究サービス等を戦略的に提供するとともに、学生の募集・採用からフォローアップまでのケアを実効的に 行う体制を構築することが求められる。
- ○本事業により、各大学における留学生獲得戦略と受入体制の強化が図られ、ひいては我が国の留学生の受入れ拡大と高等教育における国際競争力の強化を目指す。

#### 募集分野(大学院)

以下の分野で募集し採択する。ただし、各分野に条件・採択率等における差異はない「成長戦略分野」の領域に重なるプログラムはできるだけ「成長戦略分野」で申請すること採択予定件数は、全体で  $4.5 \sim 5.0$  件程度

①成長戦略 分野

文部科学省が政府の方針等を踏まえて指定。2020年度は前回に引き続き
「人工知能、IoT、ビッグデータ、サイバーセキュリティ、ロボティクス、データサイエンス」を指定 ※今後策定される成長戦略の内容によっては変更が生じる可能性がある

- ②工学
- ③ 医療

「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」で整理された重点分野。ただし、同一分野内であれば「受入れ戦略」に明記されていない分野も申請可。

4 農 学

※例えば、社会科学については、「受入れ戦略」では法制度とされているが、今回の募集では社会科学に該当すれば法制度に限定しない。

- ⑤社会科学
- ⑥その他 (地方創生型)

当該地域と連携して社会や産業の発展に貢献するグローバル人材が求められる分野 地域社会経済の発展に貢献、あるいは帰国後に母国と地域との架け橋となる人材として当該分 野に関係する地元企業等の海外展開等、我が国の地方創生にも資することが期待できる分野

#### 募集区分(学部)

以下の取組を採択する。 採択予定件数は4~7件程度

#### ①地方創生型

申請大学が当該地域と連携して社会や産業の発展に貢献するグローバル人材が求められる分野において学んだ留学生が、修了後に地域の企業・大学等で就職又は研究に従事すること等を通じて、地域社会経済の発展に貢献、あるいは帰国後に母国と地域との間の架け橋となる人材として当該分野に関係する地元企業等の海外展開等、我が国の地方創生にも資することが期待できる取組

#### ②領域横断型

様々な分野・領域を専攻する国費留学生が、分野・領域を横断したプログラムで学ぶ事を通じ、我が国の言語・文化・社会の理解向上、グローバル人材に求められる課題発見・解決能力や異文化理解能力の向上、Society5.0を見据えて高度な専門能力を習得する前提として求められる基礎的能力、教養等を習得することにより我が国や諸外国が求める人材育成や経済社会の発展に貢献するとともに、我が国の理解増進・友好親善にも資することが期待できる取組

#### 優先配置する国費留学生

奨学金・旅費

文部科学省が負担

授業料

受入大学が負担。なお、学生に負担を転嫁することは不可

使用条件

原則、各年度における新規渡日者に使用

優先配置枠数

3~8人のうち、申請者が希望する数

優先配置期間

採択された年度の翌年度から3年間

奨学金支給期間

標準修業年限まで

(学部の場合) 予備教育 (ファウンデーション・プログラム) 及び学士課程 を組み合わせたプログラム (最長 5 年間) の申請可

# 注意!

(大学院の場合)

優先配置人数は、1プログラムで最大8人分。

博士・修士区分制課程で修士課程から博士課程へ延長申請を考えているプログラムは枠の使い方に注意!

### 国費留学生の枠の使い方①

#### 修士課程と博士課程が連結したプログラムであって、延長が必要な場合

	申請枠
博士課程	3
修士課程	5
計	8

学年	使用人数				
十十	1年目	2年目		3年目	
3年 (博士)	博士課程へは延長 で、新規渡日者をたいない場合、1~2	見定して		0	
2年 (博士)	は使用しない枠が生とに注意!		0	0	
1年 (博士)	0	0		3	
2年 (修士)			5	正長 5	
1年 (修士)	5		5	5	
	5		5	8	

修士課程と博士課程 が区分されている場合、 修士課程から博士課 程への進学には優先配 置枠を使用。 そのため、事前に博士 課程用の優先配置枠 を設定する必要あり。

# 国費留学生の枠の使い方②

#### 博士課程(5年一貫制)のプログラムの場合

	申請枠
博士課程	8
計	8

兴左	使用人数					
学年	1年目	2年目	3年目			
5年 (博士)						
4年 (博士)						
3年 (博士)			8			
2年 (修士)		8	進学 8			
1年 (修士)	8	8	8			
	8	8	8			

標準修業年限間は奨 学金を支給することから、 5年一貫性の博士課 程の場合、優先配置 枠を使用せずに博士課 程に進学可能。 ただし、手続きとして 「延長申請」は必須。

# 国費留学生の枠の使い方③

学士課程(修業年限4年):優先配置枠が4名の場合

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
		-	- 優先配置期間 -			卒 業	卒 業
国質留学	4 年 生				0000	2222	3333
生	3 年 生			0000	2222	3333	
先 配 置)	2 年 生		0000	2222	3333		
	1 年 生	1111	2222	3333			
在籍者	請計	4	8	12	12	8	4

# 国費留学生の枠の使い方4

予備教育(6か月間:10月開始)+学士課程(修業年限4年):優先配置枠が4名の場合

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
		-	-優先配置期間-	<b>——</b>			卒 業	卒 業
国費留	4年 生				,	2025.4~2026.3	2222	3333
学生	3年 生				<b>1111</b> 2024.4~2025.3	2222	3333	
優先	2年 生		7	2023.4~2024.3	2222	3333		
置)	1年 生		2022.4~2023.3	2222	3333			
	予備 教育	2021.10~2022.3	2022.20	3333				
在新	籍者計	4+0	4+4	4+8	0+12	0+12	0+8	0+4

## プログラム要件

優秀な留学生にとって魅力があり、特色のあるプログラム

プログラムで想定される受入れ留学生は、「高等教育機関における外国人留学生の受入推進に関する有識者会議報告」(平成29年8月21日)における外国人留学生受入れの意義・目的を踏まえたものとなるよう留意すること

## プログラム要素

- I. 留学生の教育·研究に資するもの
- Ⅱ. プログラム実施主体(大学、研究科/学部等)全体のグローバル化に資するもの
- Ⅲ. 優秀な留学生の獲得から就職・フォローアップに至るまで一貫した対応が出来る仕組みがあるもの
- IV. 私費外国人留学生等を継続的に獲得することができるもの
- V. プログラム実施体制が確立されているもの

### 審査基準及び観点①

#### 審查基準

①プログラムの目的、教育・研究内容

- ・ プログラムの趣旨・目的・養成する人材像と具体的な取組とに整合性があるか
- 大学の強みを活用した独自性あるプログラムであり、教育・研究内容が優れているか
- ・ 対象としている地域・分野、留学生のニーズを把握したプログラムであるか
- ・ 日本人学生との共修の仕組みを取り入れる等、実施主体のグローバル化に資するプログラムであるか

### 審査基準及び観点②

#### 審查基準

②留学生の受入れ及び在学中を通した学習・研究の質の確保

- ・ 優秀な留学生を獲得するための方針・仕組み(募集戦略・方法、入試方法等)が構築されているか
- ・ 私費留学生等を確実に獲得できる体制となっているか(留学生獲得戦略の策定、協定校受入れ計画等)
- ・ 標準修業年限内に学位を修得させるための効果的な指導体制が取られているか
- ・ 在学中を通して優秀な留学生の学力・研究力を維持・向上させるための方針・仕組み(成績管理等)はあるか

### 審査基準及び観点③

#### 審查基準

③実施体制

- ・ 留学生の募集・採用から就職・フォローアップまでの支援を実効的に行うことが出来る体制が 整備されているか
- ・ 留学生に対して修了後の進路に関する将来ビジョンを示し、そのためのキャリア教育、支援 体制が整備されているか
- ・ 日本での生活等に関して留学生に対する支援体制ができているか
- ・ プログラムの実施、評価等に関する体制が整備されているか

### 審査基準及び観点4

### 審查基準

④プログラムの実現可能性・持続可能性

- ・ 外国人留学生の受入れ実績や既設コース等の実施成果を踏まえた、実現可能性・持続可能性の高い計画が構築されているか
- ・ 優先配置期間終了後も継続してプログラムを実施できる体制が計画されているか
- 過去に「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択されたプログラムについては、過去の実施による成果があがっているか。また、プログラムの見直し、改善が図られており、今後さらなる充実が見込まれる計画であるか

### 注意点等①

#### 私費留学生等の獲得について

#### 「私費留学生等」とは・・・

#### 国費留学生以外の外国人留学生

(具体例)

- ・私費により留学した留学生
- ・大学、外国政府、文部科学省以外の政府機関、民間団体等から奨学金を支給されている留学生
- ※注意:大使館推薦による国費外国人留学生は含みません。

#### 「付与される優先配置枠と同数以上の私費留学生等を獲得」とは・・・

毎年度、新規に優先配置枠として付与される国費留学生数以上の私費留学生等を入学させること (実際に入学した国費生数が基準ではないことに注意!)

(具体例)

- ・優先配置枠4名のプログラムの場合、毎年度4名以上の私費留学生等が入学する必要
  - ⇒ 各大学において優秀な留学生を多様的に獲得する仕組みの構築を促進 … 大学のプログラムの自立化、優先配置枠(国費留学生)だけに依存しないプログラム

# 付与される優先配置国費生と同数以上の私費留学生等を獲得

学部:優先配置枠が4名の場合 (○新規入学者 ●在学者)

	1年目	2年目	3年目
(優先配置)国費留学生	1111	<b>1111</b> 2222	1111 2222 33333
申請枠	4	4	4
私費留学生等	11111	<b>1111</b> 22222	1111 2222 33333
獲得数	4	4	4
在籍者計	8	16	24

### 注意点等②

#### 国費留学生に係る学業成績の厳格化

推薦基準

直近2年間の学業成績が2.30以上であり、奨学金支給期間中においてもこれを維持する見込みがある者

学業成績に係る辞退事由

#### 一般の国費生

学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき

はぼ留年を意味する

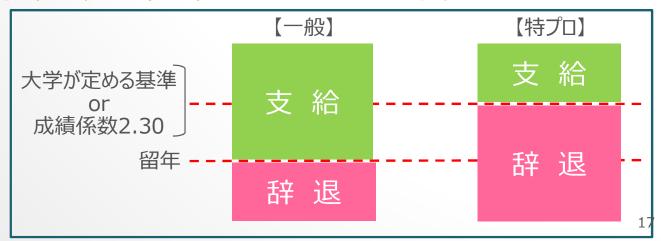
(2021年度 日本政府(文部科学省) 奨学金留学生募集要項 研究留学生

#### 本事業の国費生

国費生には支給期間中、①学業成績係数2.30もしくは②それと同等以上で大学が定める基準を課すこと留年に至らなくても、1年毎の各時点において上記学業成績基準を下回った場合、辞退手続きが必要

修業期間にわたって学業成績を維持

- ・留学生のモチベーション維持
- ・大学のフォロー体制の強化



### 注意点等③

#### 対象国·地域

「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」(平成25年12月18日)で整理されている 重点地域のうち、当該プログラムで外国人留学生の獲得が最も期待される国・地域を指定し、受 入目標数を設定すること

#### 申請件数

1大学あたりの申請件数最大3件

大学院…2件

学 部…1件

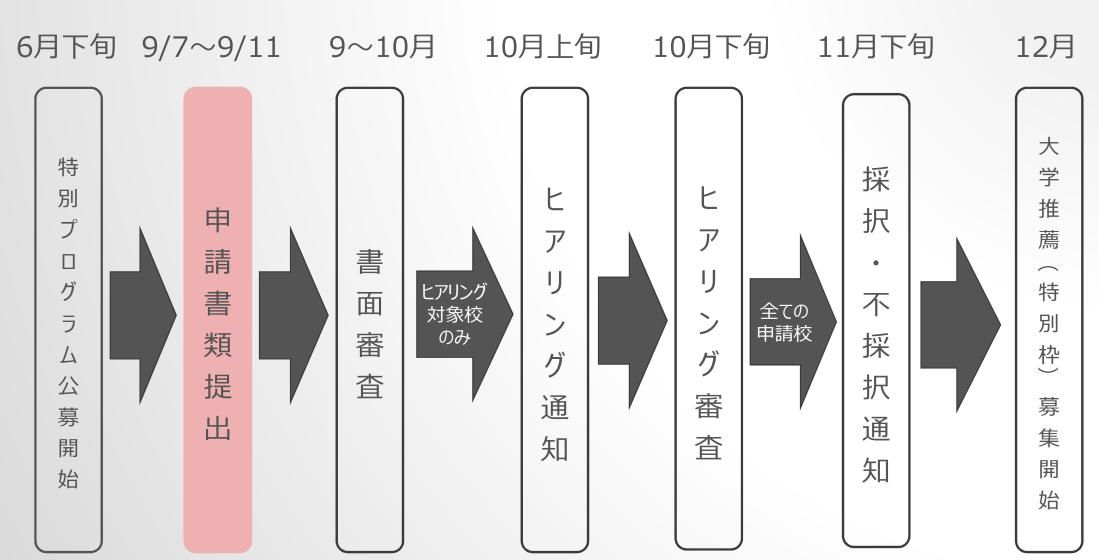
※1大学あたり特別プログラムの優先配置人数は50名を上限とする (既に採択されているプログラムの優先配置人数を一部減らすことを前提に申請することは可能。)

#### 運用

採択されたプログラムに対して、各大学が優先配置枠内で推薦する外国人留学生については、大学推薦(特別枠)の要件上不備がない限り、国費外国人留学生として採用する。そのため、各大学において、プログラムへの入学許可をもって国費外国人留学生の採用内定として差し支えない。

※ただし、大学推薦(特別枠)の場合、語学要件を満たす必要があるので注意

# 審査の流れ(今後のスケジュール)



# 問合せ等について

本特別プログラムの公募要領の内容、申請書等の記入方法等については、 随時お問合せを受け付けます。なお、申請内容についての相談・アドバイス等 はお受けできません。

<問合せ先> 文部科学省高等教育局学生·留学生課 留学生交流室国費留学生係 ryuugaku@mext.go.jp